

作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化③ (厚生労働大臣告示の内容)

	特化則	有機則	鉛則	粉じん則
濃度の測定	<ul style="list-style-type: none"> 作業環境測定 個人サンプリング法(※1)が原則。ただし、個人サンプリング法が不可の物質はA B測定(※2)を実施。 又は 個人ばく露測定(※3) 	<ul style="list-style-type: none"> 作業環境測定 個人サンプリング法(※1)が原則。ただし、個人サンプリング法が不可の物質はA B測定(※2)を実施。 又は 個人ばく露測定(※3) 	<ul style="list-style-type: none"> 作業環境測定(個人サンプリング法(※1)) 又は 個人ばく露測定(※3) 	<ul style="list-style-type: none"> 作業環境測定(A B測定(※2)) 又は 個人ばく露測定(※3)
測定対象物質	<ul style="list-style-type: none"> 個人サンプリング法及び個人ばく露測定ともにベリリウムおよびその化合物他12物質(低管理濃度特化物) AB測定は低管理濃度特化物以外の特化物 	<ul style="list-style-type: none"> 個人サンプリング法は塗装作業等の発散源の場所が一定しない作業で用いる有機溶剤等 AB測定は個人サンプリング法対象作業以外の作業における有機溶剤等 個人ばく露測定は全ての有機溶剤 	<ul style="list-style-type: none"> 個人サンプリング法及び個人ばく露測定ともに鉛 	<ul style="list-style-type: none"> AB測定及び個人ばく露測定ともに全ての粉じん
呼吸用保護具の選択	使用する呼吸用保護具は要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。			
	$PF_r = C / C_o$ PF _r : 要求防護係数 C : 濃度の測定の結果得られた値(※3) C _o : 作業環境評価基準で定める物質別の管理濃度			$PF_r = C / C_o$ C _o = 3.0 / (1.19Q + 1) Q : 遊離けい酸含有率
呼吸用保護具の装着確認	JIS T8150に定める方法(フィットテスト)により求めたフィットファクタが呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認する。 $FF = C_{out} / C_{in}$ FF : フィットファクタ(労働者の顔面と呼吸用保護具の面体との密着の程度を表す係数) C _{out} : 呼吸用保護具の外側の測定対象物質の濃度 C _{in} : 呼吸用保護具の内側の測定対象物の濃度 要求フィットファクタ : 全面形面体呼吸用保護具は500、半面形面体呼吸用保護具は100			

- ※1 : 労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定(C・D測定ともいう。)。D測定は、最も濃度が高くなる時間と作業位置で行う個人サンプリング法による作業環境測定。
- ※2 : A測定は、測定場所の床面上に引いた等間隔の縦横線の交点で行う作業環境測定。B測定は、最も濃度が高くなる時間と作業位置で行う作業環境測定。
- ※3 : 労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う方法により、労働者個人のばく露(労働者の呼吸域の濃度)を測定する方法
- ※4 : 作業環境測定の場合は、第一評価値又はB測定若しくはD測定の測定値のうち高い値。個人ばく露測定の場合は、測定値の最大値とする(第一評価値とは、単位作業場所におけるすべての測定点の作業時間における濃度の実現値のうち、高濃度側から5%に相当する濃度の推定値。)

保護具選択測定を行う場合の作業環境測定の免除

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号。以下「改正省令第91号」という。)により新設された有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。)第28条の3の2第4項等において、各規則の規定に基づく作業環境測定の評価の結果、第三管理区分に区分された場所(以下「**第三管理区分場所**」という。)について、**作業環境管理専門家が作業環境の改善が困難であると判断した場合等**は、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、**6月以内ごとに1回、個人サンプリング測定等により有機溶剤等の濃度を測定**(以下「**保護具選択測定**」という。)し、その結果に応じて**労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることが義務付けられた。**
- 一方で、有機則第28条第2項等において、有機溶剤業務等を屋内作業場で行う場合は、**6月以内ごとに1回作業環境測定を行うことが義務付けられており、第三管理区分場所においては、二種類の測定を実施する義務が重複して課されている。**
- 有機則第28条の3の2第5項等の**第三管理区分場所は、専門家の判断により改善措置等を実施しても改善困難な場所**であること、6月以内ごとに1回、保護具選択測定を行い、**呼吸用保護具の有効性を担保していることから、重ねて6月以内ごとに1回の作業環境測定を義務づけなくても、有効なばく露防止対策を実施することは可能である。**
- このため、**二種類の測定義務の重複による現場の混乱を防ぐため、6月以内ごとに1回の保護具選択測定を実施する第三管理区分場所においては、6月以内ごとに1回の作業環境測定を実施することは要しないこととするための所要の改正を**

2. 改正の概要

- 有機則第28条の3の2第5項等で規定している**保護具選択測定を行う場合は、有機則第28条第2項等で規定している作業環境測定を行うことを要しない旨**を追加。

3. 公布日等

公布日 : 令和5年4月24日、施行日 : 公布日 (※本省令による改正後の改正省令第91号の施行日は令和6年4月1日)

改正省令で定められた内容に関するスタッフの役割（まとめ）

	事業者	化学物質管理者	その他	
化学物質管理体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加	○	○	
	ばく露を最小限度にすること（ばく露を濃度基準値以下にすること）	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	○	○	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（健康障害を起こすおそれのある物質関係）	○	○	保護具着用管理責任者、作業主任者
	衛生委員会付議事項の追加	○		
	化学物質によるがんの把握強化	○	○	産業医等
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	○	○	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示	○	○	化学物質管理専門家（社内又は社外）
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等	○		産業医等
実施体制の確立	がん原性物質の作業記録の保存	○	○	
	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化	○		
	雇入れ時等教育の拡充	○		
情報伝達の強化	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	○		
	S D S 等による通知方法の柔軟化	○	○	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	○	○	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化	○	○	
	事業場内別容器保管時の措置の強化	○	○	
注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	○			
管理水準良好事業場の特別規則適用除外	○	○	化学物質管理専門家（社内及び社外）	
特殊健康診断の実施頻度の緩和	○		産業医等	
第三管理区分事業場の措置強化	○	○	作業環境管理専門家（社外）、保護具着用管理責任者、作業主任者	



施行スケジュール

施行期日

		2023(R5).4.1	2024(R6).4.1
化学物質管理体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加		2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	2023(R5).4.1施行	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	化学物質によるがんの把握強化	2023(R5).4.1施行	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	2023(R5).4.1施行	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示		2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等		2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存	2023(R5).4.1施行	
実施体制の確立	化学物質管理者・保護着用責任者の選任義務化		2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充		2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	2023(R5).4.1施行	
情報伝達の強化	SDS等による通知方法の柔軟化	2022(R4).5.31(公布日)施行	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	2023(R5).4.1施行	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化		2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化	2023(R5).4.1施行	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	2023(R5).4.1施行	
管理水準良好事業場の特別規則適用除外		2023(R5).4.1施行	
特殊健康診断の実施頻度の緩和		2023(R5).4.1施行	
第三管理区分事業場の措置強化			2024(R6).4.1施行



職場の化学物質管理に関する相談窓口

化学物質のリスクアセスメント実施に係る支援等

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

1. 新たな規制の概要
2. 本改正の主なポイント
3. 関係法令
 - ① 改正政令及び改正省令（令和4年2月24日公布）
 - ② 改正省令（令和4年5月31日公布）
 - ③ 関係告示
4. 関係通達等
 - ① 改正政省令の施行通達
 - ② 改正省令等の施行通達
 - ③ 告示の施行通達
 - ④ 関係通達
5. 報道発表資料
6. パブリックコメントで寄せられたご意見等について
7. 対象物質の一覧
8. よくあるお問合せ
9. 参考資料
10. テキスト
11. 制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

875

職場における化学物質管理に関する相談窓口

1. 電話、メール等による相談窓口を設置
 - ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
 - ・ リスクアセスメントの実施方法、CREATE-SIMPLE（簡易なリスクアセスメント支援ツール）の使用方法
 - ・ 新たな化学物質管理の制度の内容 など

TEL: 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145

E-mail: soudan@technohill.co.jp

受付時間：平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

令和5年4月3日から令和6年3月18日まで（土日祝日、国民の休日、12/29～1/3を除く。）

令和5年度委託先：テクノヒル株式会社

2. 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

中小規模事業場を対象に、事業場の要望に応じて専門家を派遣し、リスクアセスメント等の支援を実施
支援内容

- ・ 新たな化学物質規制への対応について
- ・ 化学物質のリスクアセスメント方法
- ・ GHSラベルやSDSの読み方
- ・ リスクを低減するための対策 など

TEL: 03-6231-0133 FAX: 03-5642-6145

申込受付時間：令和5年4月3日～令和6年1月31日まで（予定）（訪問可能期間は2月末まで）

令和5年度委託先：テクノヒル株式会社

886

主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

●掲載先／■主体	概要（掲載情報）
●職場のあんぜんサイト (http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm) ■厚生労働省	✓ CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）（簡易なリスクアセスメント支援ツール）
	✓ 化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング） ・液体等取扱作業（粉じん作業を除く） ・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業
	✓ 検知管、リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック
	✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール
	✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所	✓ プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール ※ 厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施可能（一定の専門知識を要する）。
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●ECETOC-TRA サイト ■欧州化学物質生態毒性・毒性センター (ECETOC)	✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール (ECETOC-TRA)。EXCELファイル（英語版）をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。 （（一社）日本化学工業協会が日本語版を提供（会員又は有料利用））
(職場のあんぜんサイトからリンク) ●EMKG Software 2.2 ■the Federal Institute for Occupational Safety and Health (BAuA)	✓ 独安衛研 (BAuA) が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール（英語版） ✓ EMKG-EXPO-TOOL (EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出)

1. 特定化学物質の有害性等の揭示の対象物の拡大
2. 個人サンプリング法の適用対象の拡大
3. 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定等の追加
4. 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習の新設
5. 工作物の石綿事前調査者の要件の新設